

## 【中国】民事訴訟法の改正

海外立法情報調査室・宮尾 恵美

\* 民事訴訟法第2次改正案が、2012年8月31日の第11期全人代常務委員会第28回会議で採択され、同日の公布を経て2013年1月1日に施行される(主席令第59号)。改正により、公益訴訟制度を導入するほか、執行の強化や民事紛争の増加等旧来の課題への対応を図る。

### 1 改正の経緯

中国では、1982年に施行された民事訴訟法(試行)を基に、民事訴訟法が1991年に制定、施行されたが、その条文が簡略なため、実務に際しては、最高人民法院が具体的な法律の適用問題について行う司法解釈を公表して対応してきた。しかし、こうした司法解釈にも限界があり、また、市場経済の進展に伴う民事紛争の増加、環境公益訴訟(2.(2)参照)等の新しい問題への対応が求められるようになり、法改正の必要性が指摘されてきた。2007年に、喫緊の課題である再審手続と民事執行手続(中国では独立した民事執行法、民事保全法は未制定である)について一部改正を行い、2008年4月に施行したが(以下「旧法」)、多くの課題が残されており、引き続き改正準備作業を進め、条件が整った時に再度改正することとされていた(注1)。

全国人民代表大会の法制業務委員会は、2010年から改正法案の起草作業を開始し、多方面の意見を聴取して、法案を作成し、全人代常務委員会に提出、2011年10月24日に同委員会による第1回審議が開始された。その後10月29日から11月30日までの意見公募、2012年4月の第2回審議及び同年8月の第3回審議を経て、8月31日に民事訴訟法第2次改正法(以下「新法」)(注2)が制定された。

### 2 新法の概要

新法は、4編27章284か条から成る。構成は、第1編総則、第2編裁判手続、第3編執行手続、第4編涉外民事訴訟手続の特別規定となっており、旧法(4編28章268か条)の構成と基本的には変わっていない。次に改正の概要を紹介する。

#### (1) 調停の優先

中国の調停には、調停を行う主体の別によって、大衆組織による人民調停、行政機関等による行政調停、人民法院による司法調停(人民法院が訴訟手続の中で行うもので、「訴訟上の和解」に相当する)がある。当事者が人民法院に民事訴訟を提起した場合、「調停を適当とするものは、当事者がこれを拒んだ場合を除き調停を先行する」(第122条)とし、増え続ける紛争の解決手段として、調停を優先させる方針を明記した。

#### (2) 当事者の裁判を求める権利の拡大

##### ・公益訴訟制度の導入

環境汚染、消費者の利益の侵害等社会の公共の利益を損なう行為については、法律

で定める機関及び関連組織は、人民法院に対し民事訴訟を提起できる（第 55 条）として、公益訴訟に関する規定を新たに定めた。しかし、訴訟を提起できる機関及び関連団体の詳細については規定されておらず、全人代の法制業務委員会は、今後関連法の制定の際にこれを規定し、又は今後の司法の実践の中で模索するとしている。

・民事保全制度の整備

旧法では、財産の保全についての規定（第 9 章財産保全及び判決前執行）のみあり、差止め等の仮処分については規定がなかったが、新法では、第 9 章の題名を保全及び判決前執行と変更し、保全に仮処分も含めた。判決の執行が困難になり、又は当事者にその他の損害をもたらすおそれがある場合には、当事者の申立に基づき、財産保全又は作為若しくは不作為を命ずる決定ができる（第 100 条）こととなった。

・裁判文書の公開制度

国家秘密、商業秘密及び個人のプライバシーに係る内容を除き、公衆は、法的効力を生じた判決書、決定書を調べることができる（第 156 条）ことを定めた。

(3) 簡易手続の推進

旧法には、県や市に置かれる基層人民法院及びその派遣法廷は、事実が明らかで、権利義務関係が明確で、争点が少ない民事事件については、簡易手続を適用することが定められているが、新法はそれ以外の場合でも当事者の合意により簡易手続とすることができる（第 157 条第 2 項）とした。また、簡易手続が適用される事件で、訴額が、各省、自治区又は直轄市の就業者の前年度の平均年額給与の 30%以下である訴訟については、一審制（通常は二審制）とする少額訴訟制度を新設した（第 162 条）。

(4) 当事者の挙証責任の強化等

当事者はその主張に関して証拠を遅滞なく提出すること、人民法院は当事者が提出すべき証拠及びその提出期限を定めること、期限を過ぎても証拠が提出されない場合の処理、人民法院が証拠を受理したときの手続等（第 65 条、第 66 条）が定められたほか、当事者からの専門的な事項に関する鑑定申立（第 76 条）の権利が認められた。

(5) 執行の強化

旧法では、執行債務者（被執行人）が期間を過ぎても義務を執行しない場合及び未執行で、かつ、財産を隠匿し又は移転するおそれがある場合に強制執行をすることができるとしていたが、新法では、執行官は執行申立書又は債務名義を受理し執行債務者に通知を出した後、直ちに強制執行措置をとることができる（第 240 条）とした。また、執行債務者が別の訴訟の提起等により執行を回避しようとする場合の罰則を強化した（第 113 条、第 115 条）。

注(インターネット情報は 2012 年 9 月 21 日現在である。)

(1)「关于《中华人民共和国民事诉讼法修正案(草案)》的说明」中国人大网, 2008.2.21.

<[http://www.npc.gov.cn/npc/zt/2008-02/21/content\\_1494775.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/zt/2008-02/21/content_1494775.htm)>

(2)「中华人民共和国民事诉讼法」中国人大网, 2012.9.1.

<[http://www.npc.gov.cn/huiyi/cwh/1128/2012-09/01/content\\_1736001.htm](http://www.npc.gov.cn/huiyi/cwh/1128/2012-09/01/content_1736001.htm)>